

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成27年4月23日(2015.4.23)

【公開番号】特開2013-186417(P2013-186417A)

【公開日】平成25年9月19日(2013.9.19)

【年通号数】公開・登録公報2013-051

【出願番号】特願2012-53583(P2012-53583)

【国際特許分類】

G 03 G 15/20 (2006.01)

【F I】

G 03 G 15/20 5 5 5

【手続補正書】

【提出日】平成27年3月9日(2015.3.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

記録材に形成された未定着画像を記録材に加熱定着する定着部と、  
装置で利用可能な定型の最小幅の記録材が通過しない前記定着部の一方の端部領域の温度を検知する第1の温度検知素子と、  
前記定着部の他方の端部領域の温度を検知する第2の温度検知素子と、  
前記第1の温度検知素子の検知温度に応じて前記一方の端部領域に送風する第1のファンと、  
前記第2の温度検知素子の検知温度に応じて前記他方の端部領域に送風する第2のファンと、  
を有する定着装置において、

定着処理中、前記第1のファンは、前記第1の温度検知素子の検知温度が閾値に達した時、第1の風量で送風開始し、前記第2の温度検知素子の検知温度が前記閾値に達し且つ前記第1の温度検知素子の検知温度が前記閾値よりも低い温度範囲である時、前記第1の風量よりも小さい第2の風量で送風開始することを特徴とする定着装置。

【請求項2】

前記装置は更に、前記第1のファンと前記一方の端部領域間の風路を開閉する第1のシャッタと、

前記第1のシャッタと連動して移動し、前記第2のファンと前記他方の端部領域間の風路を開閉する第2のシャッタと、

を有し、

前記第1及び前記第2のシャッタは、前記第1及び第2の温度検知素子の検知温度の少なくとも一方が前記閾値に達するまでは閉じており、前記第1及び第2の温度検知素子の検知温度の少なくとも一方が前記閾値に達したら開くことを特徴とする請求項1に記載の定着装置。

【請求項3】

前記第1の風量は、記録材のサイズと、前記定着部のヒータに流れる電流と、の少なくとも一方に応じて設定されていることを特徴とする請求項1又は2に記載の定着装置。

【請求項4】

前記第2の風量は前記第1のシャッタの移動量に応じて設定されていることを特徴とす

る請求項 2 又は 3 に記載の定着装置。

【請求項 5】

前記第 1 及び第 2 のシャッタの移動量は記録材のサイズに応じて設定されていることを特徴とする請求項 2 ~ 4 いずれか一項に記載の定着装置。

【請求項 6】

前記定着部は、記録材と接触しつつ回転する筒状のフィルムを有することを特徴とする請求項 1 ~ 5 いずれか一項に記載の定着装置。

【請求項 7】

前記定着部のヒータは、前記フィルムの内面に接触していることを特徴とする請求項 6 に記載の定着装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

上述の課題を解決するための本発明は、記録材に形成された未定着画像を記録材に加熱定着する定着部と、装置で利用可能な定型の最小幅の記録材が通過しない前記定着部の一方の端部領域の温度を検知する第 1 の温度検知素子と、前記定着部の他方の端部領域の温度を検知する第 2 の温度検知素子と、前記第 1 の温度検知素子の検知温度に応じて前記一方の端部領域に送風する第 1 のファンと、前記第 2 の温度検知素子の検知温度に応じて前記他方の端部領域に送風する第 2 のファンと、を有する定着装置において、定着処理中、前記第 1 のファンは、前記第 1 の温度検知素子の検知温度が閾値に達した時、第 1 の風量で送風開始し、前記第 2 の温度検知素子の検知温度が前記閾値に達し且つ前記第 1 の温度検知素子の検知温度が前記閾値よりも低い温度範囲である時、前記第 1 の風量よりも小さい第 2 の風量で送風開始することを特徴とする。